

## 愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領</p> <p>(目的) 第1 同右</p> <p>(基本方針) 第2 同右</p> <p>(更新の手順) 第3 同右 (1) 同右  (2) 同右  (3) 同右  (4) 同右  (5) 更新の公表 県計画については、医療福祉計画課が愛知県医療審議会医療計画部に諮った後、ホームページを</p>	<p style="text-align: center;">愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領</p> <p>(目的) 第1 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画(以下「県計画」という。)及び愛知県医療圏保健医療計画(以下「医療圏計画」という。)に記載されている医療機関名の変更に伴う手続きを、この要領において定める。</p> <p>(基本方針) 第2 医療機関名の更新は少なくとも年1回は行うものとし、県計画については別表に定める部分とし、医療圏計画については基幹的保健所(保健所の機能強化及び所管区域の在り方に関する基本的な考え方(平成16年3月作成)に定める基幹的保健所のことをいう。以下同じ。)が別に定める。ただし、第5に定めるものは、随時更新するものとする。</p> <p>(更新の手順) 第3 更新の手順は次のとおりとし、それぞれの期限は毎年定める実施マニュアルによる。 (1) 調査票の作成 医療福祉計画課は、県計画の見直しに必要な調査票を作成し、基幹的保健所へ送付する。 基幹的保健所は、医療圏計画の見直しに必要な調査票を圏域保健医療福祉推進会議の幹事会等を開催するなどしたうえで作成し、医療福祉計画課へ送付する。 (2) 調査票の送付 政令指定都市及び中核市にある医療機関は医療福祉計画課が送付し、その他の医療機関は所管する保健所が送付する。 (3) 調査票の回収・審査・督促・修正 回収は、政令指定都市分は医療福祉計画課、豊橋市分は豊川保健所、岡崎市及び豊田市分は衣浦東部保健所、その他は送付した保健所が行うこととし、必要に応じ適宜督促し、未提出施設に対する督促の経過を記録しておくこと。 調査票に関する医療機関からの相談・質問等は、回収する各機関において対応するものとし、疑義のあるものについては医療福祉計画課と協議のうえ、対処する。 回答内容を審査し、通常把握している状況と明らかに相違しているものについては調査票記入者に確認する。 (4) 集計表、調査実施結果表の作成 データの入力・集計は基幹的保健所において行う。また衣浦東部保健所、豊川保健所、春日井保健所、半田保健所は、担当する医療圏の他の保健所や中核市のデータも合わせた集計表および調査実施結果表を作成する。 基幹的保健所は、県計画で必要な項目のみ集計表および調査実施結果表を医療福祉計画課計画グループあて送付する。 データの分析については、全県総括的な分析を医療福祉計画課で行い、各保健所に結果を送付する。各圏域個別の分析は各基幹的保健所において行い、医療圏計画に反映させる。 (5) 更新の公表 県計画については、医療福祉計画課が愛知県医療審議会医療計画部に諮った後、ホームページを修正し、公表する。</p>

新	旧
<p>修正し、公表する。</p> <p>医療圏計画については、基幹的保健所が圏域保健医療福祉推進会議に諮った後、<u>医療福祉計画課へ送付する。医療福祉計画課は愛知県医療審議会医療計画部会に諮った後、その結果を基幹的保健所に通知し、基幹的保健所はホームページを修正し、公表する。</u></p> <p>医療福祉計画課は修正した県計画及び医療圏計画を取りまとめのうえ、保健所及び県民サービスセンター等、縦覧を行っている機関へ送付する。</p> <p>(6) 同右</p> <p>(各保健所の役割)</p> <p>第4 同右</p> <p>(適用除外)</p> <p>第5 同右</p>	<p>医療圏計画については、基幹的保健所が圏域保健医療福祉推進会議に諮った後、<u>ホームページを修正し、公表するとともに修正した部分を医療福祉計画課に送付する。</u></p> <p>医療福祉計画課は修正した県計画及び医療圏計画を取りまとめのうえ、保健所及び県民サービスセンター等、縦覧を行っている機関へ送付する。</p> <p>(6) 愛知県医療審議会への報告</p> <p>修正した県計画及び医療圏計画を愛知県医療審議会へ報告する。</p> <p>(各保健所の役割)</p> <p>第4 各保健所の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 江南保健所、知多保健所、西尾保健所 所管区域の医療機関に関する調査票の回収、審査、督促、修正及びその調査票の複写をする。調査票(原本)及び調査実施結果表(電子ファイル)を基幹的保健所へ送付する。</p> <p>(2) 衣浦東部保健所、豊川保健所 所管区域の医療機関に関する調査票の回収、審査、督促、修正を行う。担当する圏域の他の保健所と中核市のデータも含め集計表へのデータ入力を行い、圏域全体の調査票の複写をする。調査票(原本、担当する圏域の他の保健所と中核市分を含む)、圏域の集計表(電子ファイル)および調査実施結果表(電子ファイル)を作成し、医療福祉計画課へ送付する。</p> <p>(3) 春日井保健所、半田保健所 所管区域の医療機関に関する調査票の回収、審査、督促、修正を行う。担当する圏域の他の保健所の分も含め集計表へのデータ入力を行い、圏域全体の調査票の複写をする。調査票(原本、担当する圏域の他の保健所を含む)、圏域の集計表(電子ファイル)および調査実施結果表(電子ファイル)を作成し、医療福祉計画課へ送付する。</p> <p>(4) 一宮保健所、瀬戸保健所、師勝保健所、津島保健所、新城保健所 調査票の回収、審査、督促、修正及び調査票の複写をする。集計表へのデータ入力を行い、調査票(原本)、集計表(電子ファイル)および調査実施結果表(電子ファイル)を医療福祉計画課へ送付する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第5 次に掲げる事項を確認した場合は、第3の手順を経ることなく県計画及び医療圏計画を修正することができる。</p> <p>修正した県計画については愛知県医療審議会医療計画部会に、医療圏計画については、圏域保健医療福祉推進会議に他の医療機関名の更新とあわせて報告し、愛知県医療審議会に報告する。</p> <p>(1) 医療法の手続きを経て医療機関を廃止又は名称変更をしたとき。</p> <p>(2) がん診療拠点病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院及びへき地診療所を指定したとき又は指定を取り消したとき。</p> <p>(3) 医療機関が診療報酬上の基準を満たし、東海北陸厚生局に回復期リハビリテーション病床の設置及</p>

新	旧
<p>(適用除外の公表)</p> <p>第6 同右</p> <p>(その他)</p> <p>第7 同右</p> <p>別表 略</p> <p>(附 則)</p> <p>この要領は、平成20年10月20日から施行し、平成20年度の医療計画の更新から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p><u>この要領は、平成21年10月16日から施行し、平成21年度の医療計画の更新から適用する。</u></p>	<p>び廃止の届出をしたとき。</p> <p>(適用除外の公表)</p> <p>第6 第5で修正した県計画及び医療圏計画は、次の手順により速やかに公表する。</p> <p>(1) 県計画については、医療福祉計画課がホームページを修正し、公表する。</p> <p>(2) 医療圏計画については、基幹的保健所がホームページを修正し、公表するとともに修正した部分を医療福祉計画課に送付する。</p> <p>(3) 医療福祉計画課は修正した県計画及び医療圏計画を、保健所及び県民サービスセンター等、縦覧を行っている機関へ送付する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7 医療福祉計画課は、基幹的保健所からの求めに応じ、医療圏計画の更新に必要な情報を提供するものとする。</p> <p>調査票を作成する機関は、医療機能情報システム、その他他の手段により必要な情報を得よう努力し、質問項目を絞り、極力医療機関への負担を軽減すること。</p> <p>別表 略</p> <p>(附 則)</p> <p>この要領は、平成20年10月20日から施行し、平成20年度の医療計画の更新から適用する。</p>